

# 第120期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日(木曜日)  
午前10時(午前9時受付開始)

場所

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
当行本店7階ホール



## 決議事項

- 【会社提案】 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件
- 【株主提案】 第5号議案 剰余金の配当(特別配当)の件  
第6号議案 自己株式取得の件

議決権行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本年は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。

証券コード 8369  
2023年6月1日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

株式会社 **京都銀行**

取締役頭取 土井伸宏

# 第120期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 当行ウェブサイト

<https://www.kyotobank.co.jp/investor/kabushiki/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

## 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、銘柄名「京都銀行」またはコード「8369」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 当行本店7階ホール
3. 目 的 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告事項<ul style="list-style-type: none"><li>1. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件</li><li>2. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li></ul></li><li>● 決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>【会社提案】 第1号議案 剰余金の処分の件</li><li>第2号議案 取締役9名選任の件</li><li>第3号議案 監査役1名選任の件</li><li>第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件</li><li>【株主提案】 第5号議案 剰余金の配当（特別配当）の件</li><li>第6号議案 自己株式取得の件</li></ul></li></ul>
4. 議 決 権 の 行 使 について	<ul style="list-style-type: none"><li>○インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効といたします。</li><li>○書面による議決権行使において、各議案につき賛否が表示されていない場合は、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱います。</li></ul>

以 上

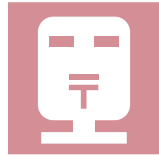
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当行定款第15条の規定に基づき、次の事項を記載しておりませんが、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告の「当行の現況に関する事項」のうち「営業所等の状況」、「その他銀行の現況に関する重要な事項」ならびに「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「会計参与に関する事項」
  - ②計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ④監査報告書の「会計監査人の監査報告書 謄本」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」および「監査役会の監査報告書 謄本」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

## 【議決権行使のご案内】



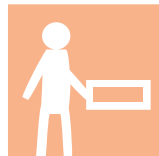
### インターネットによる議決権行使

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。



### 書面による議決権行使

後記の「議決権行使書のご記入方法のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 【議決権行使書のご記入方法のご案内】

本総会では会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部株主さまからご提案された議案）の決議を行います。

▶ 議決権行使書の記入例をご紹介します。

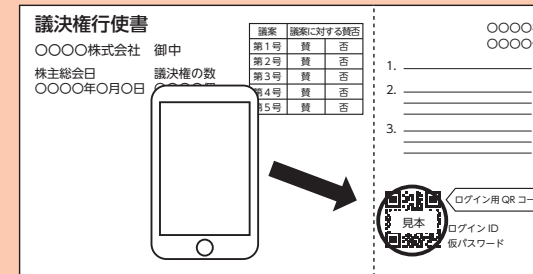
会社提案・当行取締役会の意見にご賛同いただける場合			
会社提案 議案	議案	原案に対する賛否	
	第1号議案	<input checked="" type="radio"/>	否
	第2号議案	<input checked="" type="radio"/>	否
	第3号議案	<input checked="" type="radio"/>	否
第4号議案	<input checked="" type="radio"/>	否	
株主提案議案(第5号議案、第6号議案)に対する記入方法			
株主提案 議案	議案	原案に対する賛否	
	第5号議案	賛成の場合 「賛」の欄に○	株主提案に 反対の場合 「否」の欄に○
第6号議案	「賛」の欄に○	「否」の欄に○	

当行取締役会は  
これらの議案に**反対**しております  
当行の意見にご賛同いただける場合はこちらに○  
印をご記入ください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 「QRコード読取」による方法

- お手持ちのスマートフォンにて「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力のうえ、送信ボタンを押していただくことで、議決権行使は完了いたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 「ログインID入力」による方法

- パソコン、スマートフォンから、次の議決権行使サイトにアクセスしていただき、「議決権行使書」の副票（右側）に表示されている「ログインID」および「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力してください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営上の最重要課題と位置づけ、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実により経営体質の強化を図ることを基本に、機動的な自己株式取得の実施により総還元性向50%を目安とする方針のもと、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたく存じます。

なお、2023年度以降につきましては、企業価値の持続的向上を目指すとともに株主のみなさまへの利益還元の更なる強化を図ることとし、総還元性向50%以上とする方針といたします。

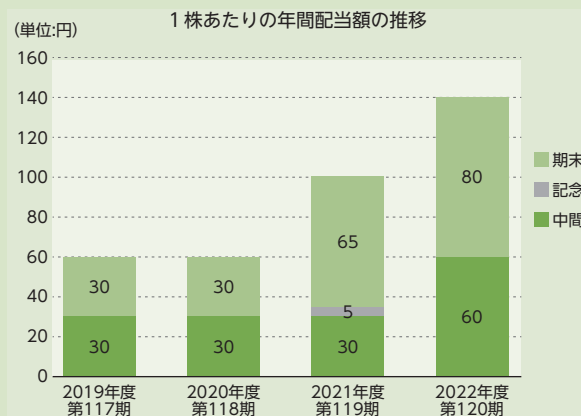
#### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき金80円  
総額 5,947,630,000円

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき60円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき140円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2023年6月30日



第120期の株主還元につきましては、本期末配当とは別に総額50億円、普通株式853,600株の自己株式取得を実施しております。これにより当年度の総還元性向につきましては、57%となります。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	9,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	9,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	再任 土井伸宏 (男性)	取締役頭取	14/14回 (100%)
2	再任 安井幹也 (男性)	常務取締役	14/14回 (100%)
3	再任 幡宏幸 (男性)	常務取締役	14/14回 (100%)
4	再任 奥野美奈子 (女性)	取締役	11/11回 (100%)
5	新任 羽瀨完司 (男性)	執行役員 (人事総務部長)	—
6	新任 本政悦治 (男性)	執行役員 (経営企画部長)	—
7	再任 小田切純子 (社外 独立 女性)	取締役 (社外取締役)	14/14回 (100%)
8	再任 大藪千穂 (社外 独立 女性)	取締役 (社外取締役)	14/14回 (100%)
9	再任 植木英次 (社外 独立 男性)	取締役 (社外取締役)	14/14回 (100%)

候補者  
番号 **1** <sup>ど い のぶ ひろ</sup>  
**土井 伸宏** (1956年4月25日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
11,614株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年4月 当行入行  
2007年6月 同 取締役人事部長  
2008年6月 同 常務取締役  
2010年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2012年6月 同 常務取締役  
2015年6月 同 取締役頭取（現職）

#### 取締役候補者とした理由

経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **2** <sup>やす い みき や</sup>  
**安井 幹也** (1965年2月8日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
6,502株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 当行入行  
2017年6月 同 取締役  
2018年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2021年6月 同 常務取締役（現職）  
グループ戦略総括、秘書室、人事総務部、金融大学校担当

#### 取締役候補者とした理由

経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **3** <sup>は た ひろ ゆき</sup>  
**幡 宏幸** (1963年4月16日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
7,182株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 当行入行  
2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長  
2019年6月 同 常務取締役（現職）  
イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当

#### 取締役候補者とした理由

経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴任し、2019年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **4** <sup>おく の み な こ</sup>  
**奥野 美奈子** (1966年2月23日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
4,200株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年4月 当行入行  
2018年6月 同 公務・地域連携部長  
2019年6月 同 執行役員（公務・地域連携部長委嘱）  
2022年6月 同 取締役（現職）  
公務・地域連携部、国際営業部、海外駐在員事務所担当

#### 取締役候補者とした理由

営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2022年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **5** はぶち かんじ  
**羽瀨 完司** (1969年3月10日生)

新任



■ 所有する当行株式数  
1,588株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1993年4月 当行入行  
2015年6月 同 下鴨支店長  
2017年6月 同 人事総務部長  
2021年6月 同 執行役員（人事総務部長委嘱）（現職）

#### 取締役候補者とした理由

営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **6** もとまさ えつじ  
**本政 悦治** (1969年12月5日生)

新任



■ 所有する当行株式数  
2,346株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1993年4月 当行入行  
2013年8月 同 精華町支店長  
2016年6月 同 広報部長  
2017年6月 同 経営企画部長兼経営企画部広報調査室長  
2020年4月 同 経営企画部長  
2021年6月 同 執行役員（経営企画部長委嘱）（現職）

#### 取締役候補者とした理由

営業部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。

候補者  
番号 **7** おたぎり じゅんこ  
**小田切 純子** (1952年6月24日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
2,000株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 滋賀大学 経済短期学部助教授  
1993年4月 同 経済学部助教授  
1998年4月 同 経済学部教授  
2017年6月 当行取締役（現職）  
2018年4月 滋賀大学 名誉教授（現職）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2017年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は大学の名誉教授としての専門的な知見を活かし、社外取締役としての独立的な立場から、有益な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の社外取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。

候補者  
番号 **8** おおやぶ ちほ  
**大藪 千穂** (1962年3月15日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
0株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1994年4月 岐阜大学 教育学部助教授  
2010年4月 同 教育学部教授（現職）  
2019年4月 兵庫教育大学 連合大学院教授（現職）  
2020年6月 当行取締役（現職）  
2021年4月 東海国立大学機構 岐阜大学 副学長（現職）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2020年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は大学教授としての専門的な知見を活かし、社外取締役としての独立的な立場から、有益な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の社外取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。

候補者  
番号

9 <sup>う え き</sup> 植木 <sup>え い じ</sup> 英次

(1958年6月18日生)

再任



■ 所有する当行株式数  
100株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年4月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社  
2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員  
2013年6月 同 取締役執行役員  
2014年6月 同 取締役常務執行役員  
2016年6月 同 代表取締役常務執行役員  
2017年6月 同 代表取締役副社長執行役員  
2018年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社代表取締役社長  
2021年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長  
2021年6月 当行取締役（現職）  
2022年4月 株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長（現職）  
2022年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役（現職）

#### <重要な兼職の状況>

株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長  
エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在は株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長、エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役を務めております。経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的かつ幅広い知見を当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は会社経営者としての経験やシステム分野の知見を活かし、経営全般において監督機能を発揮していただくことや有益な助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、小田切純子氏は6年、大藪千穂氏は3年、植木英次氏は2年となります。なお、小田切純子氏の戸籍上の氏名は林純子氏であります。
3. 植木英次氏は、2018年6月まで、当行の特定関係事業者（主な取引内容は、システム運営委託等および通常の銀行取引）である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありましたが、当社からみた当行との取引額は直近事業年度の連結売上高の1%未満で、また、当行からみた当社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であり、その他相互に寄附、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社エヌ・ティ・ティ・データの役職員を辞してから約5年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
4. 責任限定契約の締結  
当行は、小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏との間で法令に規定する額を限度額とする責任限定契約を締結しております。本総会において各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容  
当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。
6. 独立役員の届出  
小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 仲 雅彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

<sup>わ だ</sup> 和田 <sup>みのる</sup> 実 (1965年1月26日生)

新任



■ 所有する当行株式数  
2,507株

#### 略歴（地位および重要な兼職の状況）

1987年4月 当行入行  
2005年4月 同 山崎支店長  
2008年6月 同 七条支店長  
2011年4月 同 本店営業部第二部長  
2016年6月 同 執行役員（融資審査部長委嘱）  
2019年6月 同 常務執行役員（現職）

#### 監査役候補者とした理由

営業部門の部店長を歴任し、2016年から執行役員として融資審査部門の部長を、2019年からは常務執行役員を務める等、豊富な経験を有しております。銀行の経営について、客観的、中立的な監査を遂行することができる知識および経験を有することから監査役候補者として選任しております。

- (注) 1. 和田 実氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容  
当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。和田 実氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 選任後の取締役および監査役のスキル・マトリックス

氏名				企業経営・組織運営	リスクマネジメント	財務・会計・経済	DX・IT・システム	人材・ダイバーシティ	地方創生	市場運用・投資事業
取締役	ど	い	のぶ	ひろ	●	●	●	●	●	●
	土	井	伸	宏						
	やす	い	みき	や	●	●	●	●	●	●
	安	井	幹	也						
	はた		ひろ	ゆき	●	●	●	●	●	
	幡		宏	幸						
	おく	の	みな	こ	●	●	●	●	●	●
	奥	野	美	奈子						
監査役	は	ぶち	かん	じ	●	●	●	●	●	
	羽	淵	完	司						
	もと	まさ	えつ	じ	●	●	●		●	●
	本	政	悦	治						
	お	た	じゅん	こ			●		●	
	小	田切	純	子						社外
	おお	やぶ	ち	ほ			●	●		
	大	藪	千	穂						社外
監査役	うえ	き	えい	じ	●	●		●	●	
	植	木	英	次						社外
	あん	どう	ひろ	ゆき	●	●	●	●	●	
	安	藤	浩	行						
監査役	わ	だ	みのる		●	●	●		●	●
	和	田	実							
	なか	つかさ	ひろ	ゆき	●	●	●			社外
中	務	裕	之							
た	なか	もと	こ		●			●		
田	中	素	子						社外	

※上記一覧は各人が有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当行は、2023年10月2日（予定）を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社京都フィナンシャルグループ」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2023年5月12日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主のみなさまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的その他

(1) 本株式移転の理由および目的

当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んでまいりました。

一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、当行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化しております。

こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することといたしました。

今年4月にスタートした新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」で定めた、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー（お客さま・地域社会・株主・従業員）に対する企業価値の向上を目指してまいります。

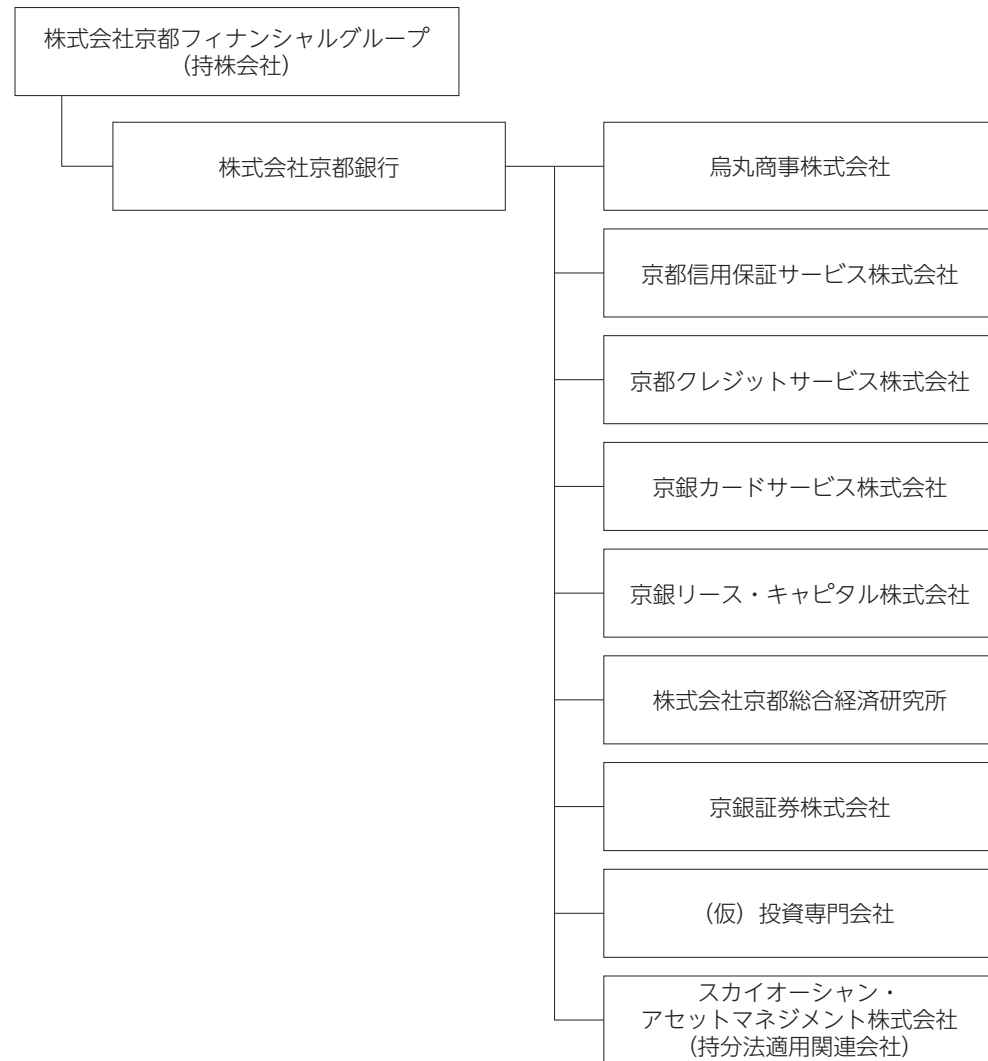
(2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。



【第1段階：単独株式移転による持株会社設立】

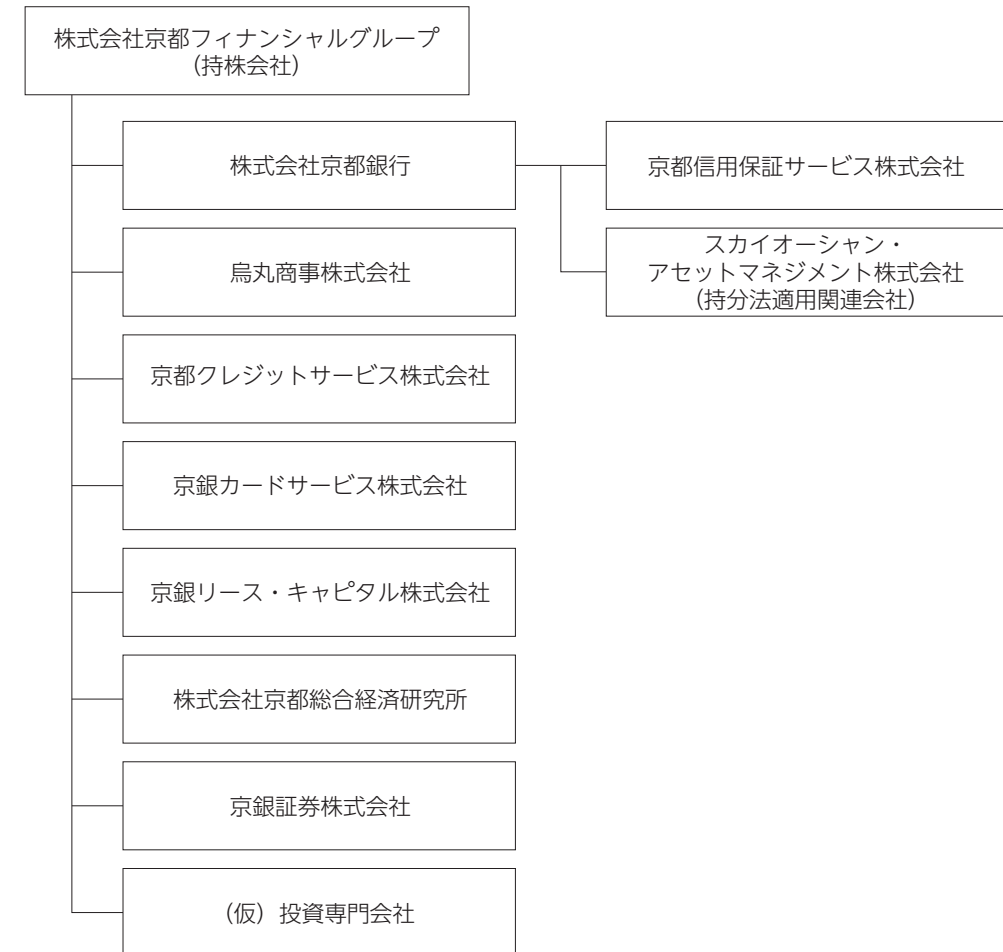
2023年10月2日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。



(注) 投資専門会社は、2023年9月に設立する予定です。

【第2段階：グループ内事業会社の再編】

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジーの一層の強化等の観点から、当行の連結子会社である、烏丸商事株式会社、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、京銀リース・キャピタル株式会社、株式会社京都総合経済研究所、京銀証券株式会社、投資専門会社（仮）の7社について、当行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面からグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主のみなさまに当行株式の対価として交付される持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行う予定であります。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2023年10月2日を予定しており、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社京都銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

#### （株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社京都フィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Kyoto Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、京都市とし、本店の所在場所は、京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

2 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- |         |    |     |
|---------|----|-----|
| (1) 取締役 | 土井 | 伸宏  |
| (2) 取締役 | 幡  | 宏幸  |
| (3) 取締役 | 安井 | 幹也  |
| (4) 取締役 | 奥野 | 美奈子 |
| (5) 取締役 | 羽瀧 | 完司  |
| (6) 取締役 | 本政 | 悦治  |

2 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| (1) 取締役   | 岩橋 | 俊郎 |
| (2) 社外取締役 | 大藪 | 千穂 |
| (3) 社外取締役 | 植木 | 英次 |
| (4) 社外取締役 | 中務 | 裕之 |
| (5) 社外取締役 | 田中 | 素子 |

3 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。  
有限責任監査法人トーマツ

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
400億円
- (2) 資本準備金の額  
100億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑬までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社京都銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社京都銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③	株式会社京都銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社京都銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社京都銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社京都銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社京都銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社京都銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載
⑨	株式会社京都銀行 第9回新株予約権	別紙2-⑨-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2 記載
⑩	株式会社京都銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2 記載
⑪	株式会社京都銀行 第11回新株予約権	別紙2-⑪-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2 記載
⑫	株式会社京都銀行 第12回新株予約権	別紙2-⑫-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2 記載
⑬	株式会社京都銀行 第13回新株予約権	別紙2-⑬-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙2-⑬-2 記載

各内容欄に記載した別紙2は、「第120期定期株主総会 株主総会参考書類<別冊>」に記載しております。

2 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑬までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2023年10月2日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2023年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2023年5月12日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社京都銀行  
取締役頭取 土井 伸宏

## 株式会社京都フィナンシャルグループ 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社京都フィナンシャルグループと称する。英文では、Kyoto Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。  
(1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理  
(2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務  
(3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  
(1) 取締役会  
(2) 監査等委員会  
(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。  
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。  
2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。  
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。  
2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第24条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

(事業年度)

- 第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 第32条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額は年額500百万円以内とする。

2 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額100百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

## 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 対価の総数および割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株式制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記ハ.のとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴うものではなく、相当であると判断しております。

ホ. 株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式75,840,688株を予定しております。

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。なお、基準時において当行が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当行は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金および準備金等の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金については、以下のとおりであります。

資本金の額 400億円  
 資本準備金の額 100億円  
 利益準備金の額 0円

上記の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転において、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同等の内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
どい のぶひろ 土井 伸宏 (1956年4月25日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]                      1980年4月 当行入行                      2007年6月 同 取締役人事部長                      2008年6月 同 常務取締役                      2010年6月 同 常務取締役本店営業部長                      2012年6月 同 常務取締役                      2015年6月 同 取締役頭取（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]                      土井伸宏氏は、当行の経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	11,614株	11,614株
はた ひろゆき 幡 宏幸 (1963年4月16日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]                      1987年4月 当行入行                      2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長                      2019年6月 同 常務取締役（現職）                      イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当</p> <p>[取締役候補者とした理由]                      幡宏幸氏は、当行の経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部長を歴任し、2019年6月から常務取締役を務め、イノベーション・デジタル部門、事務・システム部門等の担当役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	7,182株	7,182株



氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
やすい みきや 安井 幹也 (1965年2月8日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1987年4月 当行入行 2017年6月 同 取締役 2018年6月 同 常務取締役本店営業部長 2021年6月 同 常務取締役(現職) グループ戦略総括、秘書室、人事総務部、 金融大学校担当</p> <p>[取締役候補者とした理由] 安井幹也氏は、当行の経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、営業部門、経営管理部門、人事部門、市場金融部門、グループ戦略等の担当役員を務め、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	6,502株	6,502株
おくの みなこ 奥野 美奈子 (1966年2月23日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1989年4月 当行入行 2018年6月 同 公務・地域連携部長 2019年6月 同 執行役員(公務・地域連携部長委嘱) 2022年6月 同 取締役(現職) 公務・地域連携部、国際営業部、 海外駐在員事務所担当</p> <p>[取締役候補者とした理由] 奥野美奈子氏は、当行の営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2022年6月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	4,200株	4,200株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
はぶち かんじ 羽瀨 完司 (1969年3月10日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1993年4月 当行入行 2015年6月 同 下鴨支店長 2017年6月 同 人事総務部長 2021年6月 同 執行役員(人事総務部長委嘱)(現職)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 羽瀨完司氏は、当行の営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	1,588株	1,588株
もとまさ えつじ 本政 悦治 (1969年12月5日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1993年4月 当行入行 2013年8月 同 精華町支店長 2016年6月 同 広報部長 2017年6月 同 経営企画部長兼経営企画部広報調査室長 2020年4月 同 経営企画部長 2021年6月 同 執行役員(経営企画部長委嘱)(現職)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 本政悦治氏は、当行の営業部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	2,346株	2,346株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害(法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当するものを除く。)が填補されることとなります。なお、被保険者の保険料は持株会社が全額負担いたします。各候補者が持株会社の取締役(監査等委員である者を除く。)に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
いわはし としろう 岩橋 俊郎 (1961年12月12日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1986年4月 当行入行 2014年6月 同 取締役三条支店長 2015年6月 同 取締役融資審査部長 2016年6月 同 常務取締役本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役 2022年6月 同 専務取締役(現職) リスク統轄部、監査部担当</p> <p>[取締役候補者とした理由] 岩橋俊郎氏は、当行の経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、当行の経営管理部門、営業部門、融資審査部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2022年6月から専務取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。</p>	7,787株	7,787株
おおやぶ ちほ 大藪 千穂 (1962年3月15日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1994年4月 岐阜大学 教育学部助教授 2010年4月 同 教育学部教授(現職) 2019年4月 兵庫教育大学 連合大学院教授(現職) 2020年6月 当行取締役(現職) 2021年4月 東海国立大学機構 岐阜大学 副学長(現職)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 大藪千穂氏は、家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しております。 2020年6月から当行社外取締役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
うえき えいじ 植木 英次 (1958年6月18日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1981年4月 日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社)入社 2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 2013年6月 同 取締役執行役員 2014年6月 同 取締役常務執行役員 2016年6月 同 代表取締役常務執行役員 2017年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社 代表取締役社長 2021年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社 代表取締役社長 2021年6月 当行取締役(現職) 2022年4月 株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長(現職) 2022年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社 取締役(現職)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 植木英次氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在は株式会社N T T データ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長、エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役に務めております。2021年6月から当行社外取締役に在任しており、これら企業経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	100株	100株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
なかつかさ ひろゆき 中務 裕之 (1957年12月21日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1984年9月 公認会計士登録 1988年10月 税理士登録 1989年11月 中務公認会計士・税理士事務所設立、 同事務所代表（現職） 2007年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2007年7月 日本公認会計士協会副会長 2009年6月 株式会社大阪証券取引所社外監査役 2012年2月 フルサト工業株式会社社外監査役 2013年1月 株式会社日本取引所グループ社外取締役 2015年6月 日本合成化学工業株式会社社外監査役 2015年6月 フルサト工業株式会社社外取締役 2021年6月 当行監査役（現職） 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役（現職）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 中務裕之氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有しております。2021年6月から当行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
たなか もとこ 田中 素子 (1958年4月22日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1988年4月 検事任官 2015年7月 松江地方検察庁検事正 2016年9月 最高検察庁検事 2017年7月 水戸地方検察庁検事正 2018年2月 京都地方検察庁検事正 2019年7月 神戸地方検察庁検事正 2020年11月 弁護士登録（大阪弁護士会） 片山・平泉法律事務所 客員弁護士（現職） 2021年6月 当行監査役（現職）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 田中素子氏は、長年にわたる検察官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有しております。2021年6月から当行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	100株	100株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が当行の社外取締役または社外監査役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ①大藪千穂氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- ②植木英次氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ③中務裕之氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ④田中素子氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 大藪千穂、田中素子の両氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」に記載のとおり、持株会社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。
6. 植木英次氏は、2018年6月まで、当行の特定関係事業者（主な取引内容は、システム運営委託等および通常の銀行取引）である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありましたが、当社からみた当行との取引額は直近事業年度の連結売上高の1%未満で、また、当行からみた当社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であり、その他相互に寄附、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社エヌ・ティ・ティ・データの役職員を辞してから約5年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
7. 田中素子氏は、2023年6月28日開催の関西電力株式会社の第99回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。
8. 本議案が承認可決された場合には、大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
9. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏との間で、法令に規定する額を限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
10. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害（法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当するものを除く。）が填補されることとなります。なお、被保険者の保険料は持株会社が全額負担いたします。各候補者が持株会社の監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
11. 大藪千穂、植木英次の両氏は、第2号議案において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2023年10月1日予定）をもって、当行の社外取締役に辞任し、本持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。
12. 中務裕之、田中素子の両氏は、現在、当行の社外監査役であります。本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2023年10月1日予定）をもって、当行の社外監査役に辞任し、本持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。

## 6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿 革	1968年 5月	等松・青木・津田・塚田・青木・宇野・月下部会計事務所設立
	1969年 2月	等松・青木監査法人に名称変更
	1975年 5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟
	1990年 2月	監査法人トーマツに名称変更
	2009年 7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社	3,244社 (2022年5月末現在)	
資本金	1,138百万円 (2023年2月末日現在)	
構成人員	社員 (公認会計士)	486名
	特定社員	59名
	公認会計士	2,586名
	公認会計士試験合格者等	1,176名
	その他専門職	3,142名
	事務職	85名
	合計	7,534名
	(2023年2月末日現在)	

(注) 有限責任監査法人トーマツを持株会社の会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第5号議案および第6号議案は株主さま1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

株主提案に係る議案については、「当行取締役会の意見」および「反対の理由」以外の部分は、提案株主から受領した内容を原則として転記する方法により記載しております。

## 【株主提案】

### 第5号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

#### 1. 第1議案の要領

(1) 議題：剰余金の配当（特別配当）の件  
特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類  
金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第120期定時株主総会において可決された当会社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり62円を配当する。本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2023年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日  
第120期定時株主総会の開催日の翌日。

エ 配当金支払開始日  
2023年7月19日

#### 2. 第1議案提案の理由の概要

当会社は、配当方針として当会社の純利益のうち、当会社のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当会社が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を株主に分配するべきです。当該方針を採用した場合、当会社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができます。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能です。

今回提案する特別配当の実施は、当会社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当会社が、様々な技術の変化に備え、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行する上で必要な能力を損ねるものでもありません。

#### <当行取締役会の意見>

当行取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

#### <反対の理由>

当行が中長期にわたり持続的に企業価値を向上していくためには、「成長投資」、「健全性の確保」、「株主還元の実現」をバランスよく実現することが重要であるとかねてから考えております。特に地域金融機関として、地域企業への積極的な創業・成長支援という「成長投資」と、企業の経営環境が急激に悪化し、長期化した場合であっても企業の資金繰りを支え続けるための「健全性の確保」を実現した上で、機動的かつ弾力的に高い水準での「株主還元の実現」を実現することが求められているものと考えております。

当行は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、株主還元の実現を進めてまいりました。2022年3月期は、2021年12月に公表した「総還元性向50%を目安とする」方針に基づき、年間配当1株当たり100円に加え、25億円の自己株式取得を行った結果、総還元性向は49%となりました。2023年3月期は、年間配当1株当たり140円（予定）に加えて、50億円の自己株式取得を行っており、総還元性向は57%（予定）となります。

地域金融機関を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、当行は企業価値向上に向け様々な施策を講じてまいりました。具体的には、2017年に京銀証券設立、2018年に信託業務へ銀行本体参入開始、2020年に人材紹介業務開始などにより、課題解決機能を拡充するなど、事業領域を拡充しております。また、デジタル投資や店舗ネットワークを適宜見直すことで、効率的かつ強力な営業体制を構築いたしました。

2023年3月27日に公表した中期経営計画（2023年度～2025年度）においては、株主資本ベースROE 6%（純資産ベースROE 3%）、自己資本比率11%台という目標を掲げ、その実現のために、株主還元方針を従来の「総還元性向50%を目安とする」から「総還元性向50%以上」に引上げ、総還元性向50%をコミットしつつ弾力的に株主還元を実施していく方針といたしました。

また、株主総会における承認および必要な関係当局の認可等が得られることを前提に、2023年10月2日（予定）を効力発生日として、持株会社体制への移行の準備を進めております。総合ソリューション企業としてグループ各社の力を集結し収益力拡大を実現することで、計画初年度の2024年3月期の年間配当は前年度（2023年3月期）の1株当たり140円（予定）から160円への増額を予定すると共に、中長期的な経営戦略および資本政策を踏まえて、適正な金額及び株数の機動的な自己株式取得を適宜、取締役会にて検討していく方針であります。

当行では、中長期的な視点に立脚した当行の株主還元方針に基づく還元施策が最適であると考えております。また、株主還元の基準については、当行の事業戦略に着目して投資している株主のみなさまへの利益配分と位置付けるべきであり、保有株式に関して受け取る配当だけでなく、各年度の事業活動の結果生じた「親会社株主に帰属する当期純利益」を基準に決定するべきと考えております。

会社提案の配当及び2023年3月期中に実施した自己株式取得に加え、本株主提案（第5号議案・第6号議案）の株主還元を実施した場合、内部留保をせず利益の全てを株主還元することとなりますが、地域金融機関である当行の特徴が考慮されていない短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがって、当行取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 【株主提案】

### 第6号議案 自己株式取得の件

#### 1. 第2議案の要領

##### (1) 議題：自己株式取得の件

会社法第156条第1項の規定に従い、2024年3月31日までに、当社は総数760,000株を上限とする普通株式について、取得価額の総額の上限を50億円とし、（もしくは、会社法で許可される取得価額の総額（会社法第461条に規定される「分配可能額」）が、取得価額の総額の上限を下回る場合、会社法により最大限許可される取得価額を総額とし）金銭により取得すること。

#### 2. 第2議案提案の理由の概要

当社のコアの銀行事業からのROEが少なくとも10%に達するまでは、当社は利益の更なる留保をするべきではありません。また、当社は、東京証券取引所のガイドラインで設定されている株価純資産倍率1.0倍の達成に向けた合理的な計画を発表すべきです。

今回提案する自己株式取得は、当会社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当会社が、様々な技術の変化に備え、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行するための能力を損ねるものでもありません。

#### <当行取締役会の意見>

当行取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

#### <反対の理由>

【株主提案】第5号議案 剰余金の配当（特別配当）の件 と同じであります。

以上

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### 銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進しております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、一部では感染症対策等による負の影響が残るものの、全体としては社会経済活動の正常化に伴って緩やかな回復基調をたどりました。この間、企業部門では、海外経済の減速や供給制約等を背景に生産活動は弱めの動きとなりました。一方、個人消費は、円安や物価高の影響が懸念される一方で、行動制限の緩和とともにサービス関連消費が伸長するなど、全体としては底堅く推移しました。期末にかけては、人手不足の深刻化とともに賃上げ気運が高まる中、世界的なインフレと金融政策の動向に注目が集まるとともに米国銀行の経営破綻の影響波及が懸念されるなど、景気の下振れリスクへの警戒感が増す中で期を終えることとなりました。

#### 事業の経過及び成果

このような環境のもと、第7次中期経営計画「Phase Change 2020」（2020年4月～2023年3月）の最終年度の総仕上げとして、サステナビリティ経営をはじめ経営基盤の確立、諸施策の実行に取り組みました。

#### サステナビリティ経営推進体制の強化

SDGsを含めた企業価値向上への取り組み強化と株主・投資家・地域社会などのステークホルダーとの一層のコミュニケーション強化を図るため、「サステナビリティ経営推進部」を新設しました。

#### 事業領域を銀行業から総合金融ソリューション業へ

コンサルティング機能のさらなる発揮を目指し、お客さまに最適な、より質の高いサービスの提供に取り組みました。

#### 【SDGs・ESG経営サポートの取り組み】

事業を営むお客さまに対しては、「京銀サステナビリティ経営サポート」、「京銀SDGs実行サポート」の提供を開始しました。本サービスにより、2021年に提供開始した「京銀SDGs宣言サポート」とあわせ、お客さまの取組状況の把握・課題整理を行い、戦略策定・実践をサポートする一貫したコンサルティング体制を構築し、よりお客さまに寄り添い、長期持続的な成長に貢献してまいります。

また、資金面からのサポートでは、「営業継続費用保険付きローン」、「サイバーリスク保険付きローン」を近畿の地域金融機関で初めて取扱開始し、万一の場合のお客さまの営業継続支援に取り組みました。そのほか、寄付型私募債などによるサポートに継続的に取り組んでおり、寄付型私募債による累計寄付（寄贈）金額は1億円を突破するなど、着実に実績を積み上げております。

さらに、「京銀輝く未来応援ファンド3号 for SDGs」による投資など、当行の創立以来の取り組みである創業・成長企業への積極的な支援を通じた社会課題解決の取り組みも加速させております。

#### 【個人のお客さまへの取り組み】

個人のお客さまに対しては、24時間いつでも住宅ローンの申し込みが可能で、事前審査の申し込みから正式審査結果の確認まで一連の手続きを非対面で完結できる「京銀住宅ローンWeb申込サービス」の取り扱いを開始するなど、お客さまのニーズに応えるコンサルティング営業を軸とした取り組みを進めました。

また、投資信託販売業務に対し、株式会社格付投資情報センターによる調査を初めて受検し、「顧客の最善の利益を図るための取組が行われており、多くの優れた要素がある」にあたる上位評価「S」を近畿の地域金融機関で初めて取得しました。外部評価を導入することで、より一層お客さまに信頼され、信認を得られる銀行を目指す取り組みを加速させてまいります。

### 【地域活性化への取り組み】

地域社会に対しては、京都府、向日市、西日本旅客鉄道株式会社と産業創造リーディングゾーン「ZET-valley」の実現に向けた連携協定を締結したほか、古民家活用促進に取り組むなど、脱炭素や歴史的資源の活用をはじめとした地域特性に応じた地域の課題解決と地域活性化に貢献しています。

### 対面サービスとデジタルサービスのベストミックス

対面サービスとデジタルサービスの双方の充実・効率化を図るとともに、組み合わせによる効果的なサービス提供に取り組みました。

#### 【対面サービス】

対面サービスでは、新たに専門拠点の「東大阪中央法人オフィス」と「相続・資産承継ご相談プラザ京都中央」を設置し、それぞれ事業を営むお客さまと個人のお客さまに対するコンサルティング営業の強化を図りました。

なお、当期末の店舗数は174か店（うち店舗内店舗11、出張所6）となりました。

#### 【デジタルサービス】

デジタルサービスでは、DX分野における非金融ビジネス創出の取り組みを強化するため「DXビジネス開発部」を、当行グループ全体での効果的なデータ利活用推進を目的として「データドリブン推進室」を新設しました。

お客さま向けの取り組みでは、ECモール「COTOYOLI MALL」および地域金融機関連携ECポータルサイト「&WA」の取り扱いを開始し、地域金融機関だからこそ発掘できる「知る人ぞ知る商材」をラインナップに揃え、全国規模のデジタル商圈構築に取り組みました。

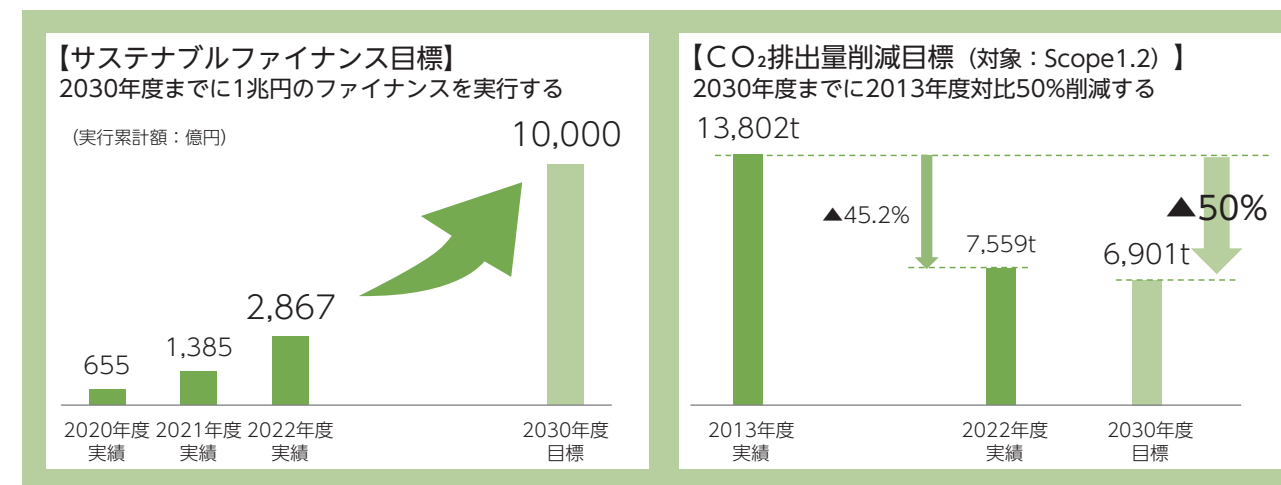
また、中小企業向けDX支援サービス「京銀 Mikatano」の提供を開始したほか、株式・投資信託の購入を非対面で完結できるサービスを開始するなどしました。

一方、銀行自身の取り組みでは、銀行業務・事務手続のデジタル化として、多様化かつ高度化するお客さまのニーズに的確かつ迅速に対応することを目的とした新営業支援ツールや、効率化・ペーパーレス化を目的とした電子契約サービスを導入するなどしました。

### 気候変動に対する取り組み

脱炭素社会の実現をはじめとする気候変動への取り組みは、地域全体での課題であり、当行も積極的に取り組むべき課題であると認識しております。

カーボンニュートラルの実現に向け、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言へ賛同する当行では、取組目標として「サステナブルファイナンス目標」および「CO<sub>2</sub>排出量削減目標」を設定し、さまざまな取り組みを進めるとともに、情報開示を進めてまいります。



以上のような取り組みの結果、業績は以下の通りとなりました。



## 第7次中期経営計画

2023年3月末を期限とした第7次中期経営計画については、主要財務指標として掲げていた全ての目標を達成して期を終えることができました。

項目	実績			
	2020年度	2021年度	2022年度	
親会社株主帰属利益 (連結当期純利益)	168	206	272	〈目標〉 (200億円)
実質ROE (株主資本ベース)	3.68%	4.38%	5.63%	〈4%以上〉
OHR	65.45%	59.17%	60.75%	〈60%台〉
自己資本比率 (単体)	11.24%	11.59%	12.97%	〈10%以上〉

## 収益の状況

資金運用収益については、外貨金利の上昇から貸出金利息を中心に、前年度比41億22百万円増加の859億27百万円となったほか、役務取引等収益は、コンサルティングによる手数料を中心に、前年度比4億38百万円増加の174億45百万円となりました。

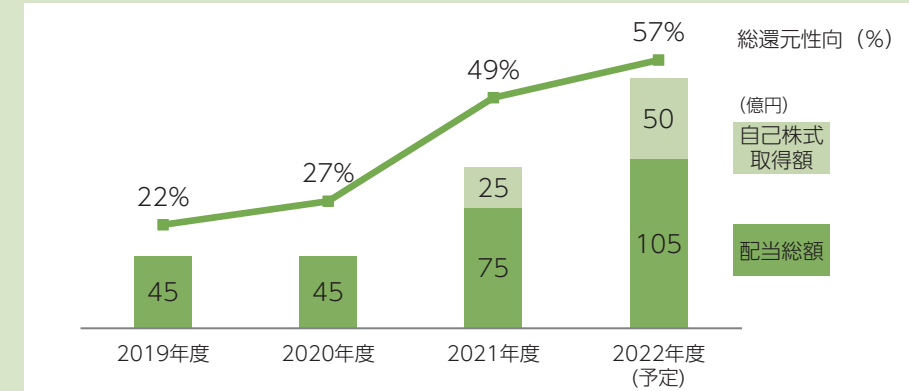
一方で、資金調達費用につきましても、預金利息を中心に、前年度比45億73百万円増加の73億95百万円となりました。

これらに加え、貸倒引当金繰入額が、前年度比87億1百万円減少したことから、経常利益については、前年度比94億59百万円増加の355億44百万円となり、当期純利益は、前年度比69億20百万円増加の256億39百万円となりました。

また、連結経常利益は381億77百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は272億13百万円となりました。

## ＜ご参考＞株主還元

- 成長投資や健全性確保とのバランスを勘案しつつ、株主還元の充実に取り組んでいます。
- 2022年度は、株主還元方針「親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向50%を目安とする」に基づき、配当金お支払いと自己株式取得を行っております。



$$\text{総還元性向} = \frac{\text{配当総額} + \text{自己株式取得額}}{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}} \times 100 (\%)$$

## 主要勘定の状況

預金および譲渡性預金は、個人預金を中心に期中1,168億円増加して、当期末残高は9兆1,046億円となり、9兆円の台を突破しました。

貸出金は、法人向け貸出を中心に期中1,569億円増加して、当期末残高は6兆3,059億円となりました。

有価証券は、市場動向を注視しつつ、適切な運用に努めました結果、期中979億円減少して、当期末残高は2兆9,442億円、時価会計に伴う評価差額(含み益)は、期中1,607億円減少して、当期末現在で7,204億円となっております。

## 当行の対処すべき課題

当行では、本年4月から新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」をスタートさせました。本計画の位置づけは、これまで強化してきた「広域型地方銀行」としての経営基盤、高度化を進めてきた機能・サービスと、本年10月の移行に向け準備を進める持株会社体制によるグループ連携強化・事業領域の拡大を掛け合わせることで、総合ソリューション企業としての『新たな成長・発展のステージ』を目指し、その第一歩を力強く踏み出す3年間としています。

## 【主要計画指標】

指標	目標 (2025年度)	目指す水準
ROE	株主資本ベース 6% (純資産ベース 3%)	8% (5%)
親会社株主帰属利益 (連結当期純利益)	300億円	500億円
自己資本比率	11%台	11%程度

株主還元 (計画期間中)	総還元性向50%以上 成長投資と健全性の確保とのバランスを勘案しつつ、 株主還元の充実を進め、弾力的に還元を実施
-----------------	--

初年度となる2023年度は、以下の3つの重点テーマに取り組んでまいります。

### 地域経済の活性化

新型コロナウイルス感染症の影響は地域経済の随所に残っており、経済活動の本格回復には乗り越えるべき課題が山積しています。また、SDGsや脱炭素、DXへの対応をはじめ、世界的な潮流への対応も重要な課題となっています。当行は、地域金融機関として、本中期経営計画にそった金融仲介機能あるいはコンサルティング機能の発揮を通じて、こうした諸課題の解決に取り組むことで、地域経済の活性化・成長に一層貢献してまいります。

### 持続的成長に向けた投資の推進

地域社会・お客さまの課題解決に貢献しつつ、当行グループの持続的な成長を実現するため、①事業領域拡大に向けた経営リソースへの投資、②財務体力をいかした適切なリスクテイクによる収益向上のための投資・融資、③ITインフラの最適化・強靱化や統合データベース構築等に向けたIT・DXへの投資、を推進してまいります。

### サステナビリティ経営の実践

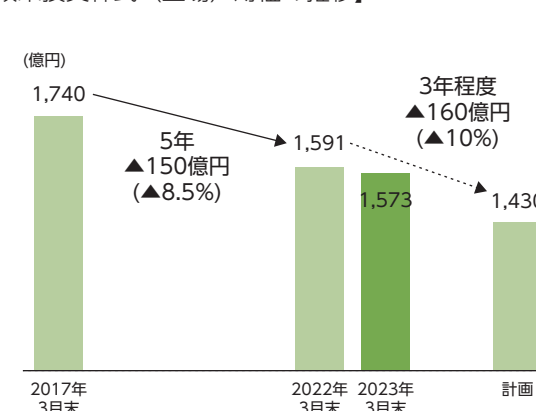
当行グループの経営資源をいかして、また、「成長投資、健全性の確保、株主還元の充実」をバランスよく実現することで、長期持続的に企業価値を向上するとともに、幅広いステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。同時に株主のみなさまとの建設的対話によって経営の効率性向上と健全性維持の両立を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

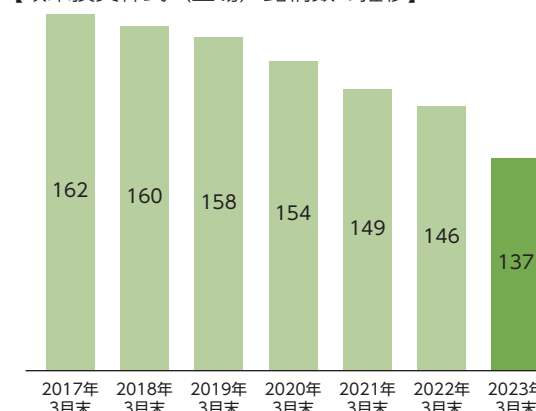
## <ご参考>政策投資株式（上場）について

- ・当行ではコーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、政策投資株式の保有意義検証を行い、保有意義が認められないと判断した銘柄について縮減を進めてきました。
- ・2022年5月には、法人のお客さまとの安定的なリレーションを維持しつつ、簿価の約10%にあたる160億円を縮減する方針を公表いたしました（実施期間は3年程度）。
- ・政策投資株式（上場）の期末簿価残高は1,573億円（期中18億円減少）、銘柄数は137銘柄（同9銘柄減少）となりました。

【政策投資株式（上場）簿価の推移】



【政策投資株式（上場）銘柄数の推移】



【2022年度縮減進捗】

売却済	16億円
合意済未売却	34億円
合計	50億円

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	7,123,494	7,996,106	8,319,783	8,375,966
定期性預金	2,200,091	2,105,539	2,111,003	2,039,789
その他	4,923,402	5,890,567	6,208,780	6,336,177
貸出金	5,828,449	6,069,212	6,148,969	6,305,947
個人向け	1,628,561	1,644,673	1,649,390	1,659,030
中小企業向け	2,156,775	2,369,057	2,421,948	2,525,832
その他	2,043,113	2,055,481	2,077,631	2,121,085
商品有価証券	196	175	252	222
有価証券	2,870,856	3,232,904	3,042,173	2,944,262
国債	383,285	376,091	420,757	478,681
その他	2,487,570	2,856,812	2,621,416	2,465,581
総資産	10,065,875	12,256,073	12,196,727	11,017,656
内国為替取扱高	39,905,844	35,611,713	36,065,505	37,935,392
外国為替取扱高	百万ドル 18,345	百万ドル 25,374	百万ドル 26,673	百万ドル 22,631
経常利益	26,634	20,625	26,084	35,544
当期純利益	19,159	14,878	18,718	25,639
1株当たり当期純利益	円銭 253.62	円銭 196.81	円銭 247.65	円銭 341.83
信託財産	3,178	4,170	4,533	4,174
信託報酬	17	12	11	8

### (参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	113,823	108,156	127,422	124,333
経常利益	29,232	23,765	29,176	38,177
親会社株主に帰属する当期純利益	20,383	16,860	20,621	27,213
純資産額	834,987	1,168,153	1,090,316	992,377
総資産	10,078,463	12,273,908	12,210,967	11,037,611

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,353人
平均年齢	38年10月
平均勤続年数	14年2月
平均給与月額	381千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,848
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗等の新築移転・改修 (11か所)	3,705

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。  
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

## (5) 重要な子会社等の状況

会社名 (所在地)	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
烏丸商事株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 斡旋業務、ECモールの 運営	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	信用保証業務	30	100.00	—
京銀リース・キャピタル株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務、投資業務	100	50.00	(注) 3
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
株式会社京都総合経済研究所 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	経済調査・研究業務、 経営相談業務	30	100.00	—
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	証券業務	3,000	100.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。  
4. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、取引先企業とデータ伝送により総合振込・口座振替・入出金取引明細等の各種データを授受するサービス、CNSと提携するコンビニエンスストア店舗等で取引先企業・地方公共団体等に代わって代金を回収し回収結果をデータで提供するサービス、インターネットで口座振替の登録を行うサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

### (6) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役及び監査役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
土井伸宏	取締役頭取（代表取締役）		
岩橋俊郎	専務取締役（代表取締役） リスク統轄部、監査部担当		
安井幹也	常務取締役 グループ戦略総括、秘書室、人事総務部、金融大学校担当		
幡宏幸	常務取締役 イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、 業務サポート部、システム部担当		
奥野美奈子	取締役 公務・地域連携部、国際営業部、海外駐在員事務所担当		
小田切純子	取締役（社外取締役）		
大藪千穂	取締役（社外取締役）		
植木英次	取締役（社外取締役）	株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・ フォース株式会社取締役	
仲雅彦	常任監査役（常勤）		
安藤浩行	監査役（常勤）		
中務裕之	監査役（社外監査役）	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外 取締役	
田中素子	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 取締役小田切純子氏、取締役大藪千穂氏、取締役植木英次氏、監査役中務裕之氏及び監査役田中素子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役中務裕之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針（以下、「決定方針」という）は、指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会の決議により決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

なお、社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

また、監査役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

### ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬		非金銭報酬等
			基本報酬	役員賞与	
取締役	9名	275	198	47	29
監査役	4名	57	57	—	—
計	13名	333	256	47	29

- (注) 1. 上記非金銭報酬等は、「譲渡制限付株式報酬」に基づく費用計上額29百万円であります。譲渡制限付株式報酬は、当行の取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役または執行役員いずれの地位も退任する日までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は150百万円かつ27,000株以内であります。当該株式報酬の交付状況は、「4. 当行の株式に関する事項 (4) 役員保有株式」に記載の通りです。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。
3. 支給人数には、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

### ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第103期定時株主総会（終結時の取締役の員数15名、監査役の員数4名）において取締役の「基本報酬」及び「役員賞与」は年額600百万円以内、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会（終結時の取締役の員数12名、監査役の員数4名）において「監査役報酬」は年額100百万円以内、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会（終結時の取締役の員数8名、監査役の員数4名）において取締役の「譲渡制限付株式報酬」は年額150百万円以内として、それぞれご承認いただいております。

### ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2022年6月29日開催の取締役会において、代表取締役頭取土井伸宏、及び代表取締役専務岩橋俊郎に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績への貢献度を踏まえた賞与の評価配分、および譲渡制限付株式の各人別割当株数の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小田切 純子	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
大 藪 千 穂	
植 木 英 次	
中 務 裕 之	
田 中 素 子	

## (4) 補償契約

該当ありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当行取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は当行が全額負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小田切 純子	
大藪 千穂	
植木 英次	株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役
中務 裕之	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役
田中 素子	

(注) 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
小田切 純子	5年9か月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
大藪 千穂	2年9か月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
植木 英次	1年9か月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	会社経営者としての経験やシステム分野の知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
中務 裕之	1年9か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会15回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
田中 素子	1年9か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会15回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5名	34

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 200,000千株  
発行済株式の総数 75,840千株  
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,386名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,175 千株	10.99 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,834	3.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,794	3.75
日本生命保険相互会社	2,730	3.67
東京海上日動火災保険株式会社	2,537	3.41
明治安田生命保険相互会社	2,500	3.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,771	2.38
京セラ株式会社	1,596	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528	2.05
住友生命保険相互会社	1,318	1.77

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (1,495千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (社外取締役を除く)	5名	普通株式 5,075株

### 5. その他

該当ありません。

以上

## 株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意（生花のお持ち帰りを含む）はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本年より当行では、株主のみなさまの日ごろのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資の魅力高め、より多くの方々に当行株式を保有していただくことを目的として**株主優待制度**を導入しております。当行グループが運営するオンラインショップに出品された地域企業の商品を優待品として、200株以上保有されている株主のみなさまにご利用いただくことにより、地域貢献にも繋げてまいりたいと考えておりますので、是非ご利用くださいようお願い申し上げます。詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。お申し込み方法などの詳細は、株主総会終了後に対象の株主さまに郵送にてご案内いたします。

<https://www.kyotobank.co.jp/investor/yuutai/index.html>

